

平成29年度 第8回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

平成29年度第8回江田島市農業委員会議事録

日 時	平成29年11月29日 14時00分	場 所	農村環境改善センター
出席委員	1 下河内 昭博 2 中福 留美 3 前田 榮子 4 中下 雅敏 5 山田 隆見 6 村上 浩司 7 田中 正彦 8 清水 正子 9 大段 幸雄		
欠席委員			
出席者 総 数	出席委員 9名 欠席委員 0名		
その他 出席者	事務局長 松岡 弘倫 書 記 奥原 芽衣 書 記 中下 将良 書 記 窪田 松枝		
議事録 署名委員	1 下河内 昭博 2 中福 留美		
提出議題	議事 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について 協議事項 議案における現地確認の方法について 江田島市農業委員会の互助会規約について 収入保険制度等に関する説明会について 江田島市農業再生協議会について		

平成29年度第8回江田島市農業委員会総会次第

1 開 会

事務局長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから、平成29年度第8回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は、9名中、欠席者数0名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを報告いたします。

それでは、最初に会長がご挨拶を申し上げます。

議長　皆さんこんにちは。今日はみんな集まってくださって、ご苦労様です。特に話はないんですが、まだ今回が新しい体制になって初めての審議ということですね。まだ体制も明確でないんですが、とりあえずやってみようか、ということで。ここに写真がありますが、写真とチェックシートを用いて、調査したところを説明するという形になっております。ご審議を宜しくお願いいたします。

2 議事録署名者の指名について

議長　議事録の書名をしなければならないので、今回は1番の下河内さんと2番の中福さんが後で議事録に署名をするように、お願いいたします。書記は、松岡事務局長、奥原書記、中下書記、窪田書記を指名いたします。

3 諸 報 告

議長　それでは、日程第3の諸報告ですが、事務局のほうから、何かありますか。

事務局長　いいえ、特にありません。

議長　事務局から諸報告が別にないようでございますので、日程段4の議案第38号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をしてもらいます。宜しく申し上げます。

4 議 事

議長　はい。本日はお手元に、農地利用最適化推進委員が記入した現地確認チェックシート及び現地写真をお配りしておりますので、あわせてごらんください。

番号1。譲渡人●●●●。住所、大柿町_____。譲受人▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、大柿町大原_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、286㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに田。面積、130㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「自家消費野菜を栽培するため、譲り受ける」ということでした。以上のことから、この申請は適正であると思います。

ご審議をお願いいたします。

議長 この地番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

村上委員 大柿町の村上です。推進委員の小松さんと胡子さん、河尾さん、そして農業委員の中福さんが現場を見てくれました。問題なく、大丈夫だと思いますので、みなさんよろしく申し上げます。

議長 ほかに、ご意見、ご質問は。

委員 意見・質問なしの声あり。

事務局長 一応、報告を受けている部分で補足をさせていただきます。現地の確認については今お配りさせていただいているチェックシートの通りなのですが、11月17日の金曜日に、小松さんが我々と調査に行く前に聞き取りだけされておられます。▲▲さんはかなり高齢な方で、90歳くらいです。ご本人に耕作が可能なのか、というところなのですが、息子さんが定年になられて、一緒に耕作される、ということで、こちらの農地を求められたというお話でした。それで、備考欄に書いてありますように、現状は写真で見るとただの荒地のように見えますが、一部、柑橘が植えられておりまして、それ自体も、ちょっと前から▲▲さんがお世話をされているというお話でした。以上で短いですが、補足を終わります。

議長 以上で、意見等がないということで、この1番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということでございますので、許可といたします。次をお願いいたします。

事務局長 はい。番号2。贈与人●●●●。住所、沖美町_____。受贈人▲▲▲▲。住所、沖美町_____。所在地、沖美町是長_____。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、236㎡。

申請理由は贈与で、受贈人は「自家消費野菜を栽培するため、受贈する」ということでした。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この2番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

下河内委員 沖美町の下河内です。11月22日に、推進委員さんの大方さんと辻さん、西中さんと事務局で現地を見ました。特段、問題はないのかなと思いますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということでございますので、この2番の案件につきまして、許可することにします。次の案件をお願いいたします。

事務局長 はい。番号3。譲渡人●●●●。住所、呉市_____。譲受人▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、大柿町大君_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、647㎡。
申請理由は譲渡で、譲受人は「自宅隣地のため、耕作の利便性が高いので譲り受ける」ということでした。
以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この3番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見をお伺いしたいと思います。

村上委員 大柿町の村上です。推進委員の胡子さんと、小松さん、河尾さん、そして農業委員の中福さんが11月20日に現地確認をしています。写真を見たら土地が広いようですが、問題ないと思います。宜しくお願いします。

事務局長 補足説明をさせていただきます。写真の下段にあるところが、畑として今使われている部分なんですけれども、現在かなりイノシシが頻繁にでておられまして、荒らされている状態で、今は耕作ができていない状況です。あと、かなり面積が大きいんですが、上段の写真を見ていただければと思うんですけれども、後ろに木が生えている部分までが全て同一の筆になっております。畑として使えるような部分は半分以下、あとは山になっているのが現状です。

議長 では、この3番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということでございますので、許可することにします。以上で、3条の議案における審議を終わりにして、議案第39号の農地法4条の許可申請につきまして、事務局から説明をしてもらいます。

事務局長 11ページをご覧ください。

番号1。追認の案件です。申請人●●●●。住所、千葉縣市川市_____。
所在地、江田島町宮ノ原_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、
宅地。面積、265 m²。

申請理由は、「昭和21年頃に土蔵を建てており、倉庫も建っていた。また、課
税も宅地となっていたので、農地の認識がなかった、4年前に相続により、当
該地を取得したが、地目が農地であることに気付かなかった。この度、登記事
項証明を確認したところ、地目が農地であることを知り、顛末書を添付して申
請する」ということでした。

ご審議をお願いいたします。

議長 この1番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思いま
す。

中下委員 江田島町の中下です。申請どおり間違いありません。現状でも駐車場側に建
物の入り口が向いているようなところでして、間違いございませんので宜しく
お願いします。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見、質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この1番の案件につきまして、許可する
ことに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可をいたし
ます。次をお願いします。

事務局長 番号2。こちらも、追認の案件です。申請人、●●●●。住所、広島市_____。
所在地、沖美町岡大王_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、宅
地。面積、56 m²。

申請理由は、「当該地を寺に寄付するにあたり、相続登記を行ったところ、地
目が農地であることが判明した。昭和59年頃に両親が仕入商品用の倉庫を建て
るため購入したと聞いている。今回、農地転用の手続きが必要であったことを
知り、上申書を添付して申請する。」ということでした。

ご審議をお願いします。

議長 2番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

下河内 電話での確認が11月22日になっていきますので、夜に確認をされたのかもし

委員 れないんですが、現地確認は、11月22日にしています。推進委員さんと共に行きました。現況ともに間違いのないと思います。そして、お寺のすぐ隣ですので、お寺に寄付をされるということだと思います。ご審議をお願いいたします。

議長 他に、ご意見、質問ございませんか。

委員 意見、質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この2番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可することにいたします。以上で4条の審議について終わります。議案第40号の農地法の5条の許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局長 はい。17ページをご覧ください。

番号1。贈与人●●●●。住所、沖美町_____。受贈人▲▲▲▲。住所、能美町_____。所在地、沖美町高祖_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、宅地。現況、畑。面積、740.33㎡。

申請理由は贈与で、受贈人は「自己居住用住宅用地として、受贈する」ということでした。平屋建て、建築面積127.90㎡を予定しています。なお、広島県農地法関係事務処理ガイドラインの審査基準では、一般住宅の転用の判断は転用面積が500㎡を超えている場合は、別途その理由を供して判断することになっております。この案件については、農地の高低差が東端と西端で約3.2メートルあり、また、隣地協会の高低差が大体4.5メートルあります。実質的に建築可能な面積は3分の2程度しかありません。道路に面した部分も、高低差のため、駐車場として利用する予定です。

よって、この案件は許可相当と判断しました。ご審議をお願いいたします。

議長 1番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見をお伺いしたいと思います。

前田委員 沖美町の前田と申します。ただいま、事務局からご説明があったように、▲▲さんは●●さんの次男であって、現在は中町のほうのアパートを借りて住んでおられます。土地のほうは、私の家の近隣なんですが、そこにお家を建てるそうです。先日土地も確認に行きましたが、間違いのないので、宜しくお願いいたします。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見、質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この1番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員が許可することに異議がないということですので、許可とします。次をお願いします。

事務局長 はい。番号2。譲渡人●●●●。住所、兵庫県伊丹市_____。譲受人▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、大柿町飛渡瀬_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、271㎡。
申請理由は譲渡で、譲受人は「自己居住用住宅用地として、譲り受ける」ということでした。平屋建て、建築面積71.21㎡を予定しています。
ご審議をお願いします。

議長 この案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺います。

村上委員 大柿町の村上です。まず、11月20日に、推進委員の河尾さん、小松さん、胡子さん、そして農業委員の中福さんが現地確認を行っています。聞き取りは、河尾さんが22日に行っているそうです。問題ないと思いますので、よろしくお願ひします、

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見、質問なしの声あり。

議長 ないようでありましたら、この2番の案件につきまして、許可することにします。以上で5条の審議を終わります

5 協 議 事 項

議長 続いて日程第5の協議事項について、事務局から何かありますか。

事務局長

- ・ 議案における現地確認の方法について
- ・ 江田島市農業委員会の互助会規約について
- ・ 収入保険制度等に関する説明会について

中下書記

- ・ 江田島市農業再生協議会について

6 そ の 他

議長 | それでは、今回は閉会したいと思います。ありがとうございました。